

# 「エシカル×あいち」メンバー（エシカル消費取組事業者等）募集要領

## 1 趣旨

エシカル消費<sup>※</sup>に取り組む事業者や団体、学校等を「エシカル×あいち」メンバー（以下、「メンバー」という。）として募集し、その取組を情報発信することで、広く県民にエシカル消費を普及啓発し、認知度を高めるとともに、消費者一人ひとりに日々の生活におけるエシカル消費の実践を促すことを目的とする。

※ エシカル消費とは、障害のある人が事業所等で作った製品の購入や、コロナ禍により打撃を受けている事業者・生産者の商品の購入、フェアトレード商品やエコ商品、被災地産品の購入や地産地消など、人や社会、地域、環境に配慮した消費行動のこと。

## 2 メンバー加入資格

愛知県内に事業所を有し、エシカル消費に関する取組を実施している事業者、団体、学校等（以下、「事業者等」という。）で、愛知県が次に掲げるすべての要件を満たすと判断する者とする。

なお、エシカル消費に関する取組は、事業者等が消費者に向けて実施する取組とする。

- ・ 県税等の滞納がないこと
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員と関係を有する事業者等でないこと
- ・ 法令違反又は公序良俗に反する行為がないこと
- ・ 愛知県のエシカル消費の取組及びメンバーの信用、品位、イメージを損なうおそれのある活動をしなないこと
- ・ その他愛知県がメンバーとして適当であると認められない活動をしなないこと

## 3 応募方法

### (1) 申込書の提出

メンバーへの加入を希望する事業者等は、「エシカル×あいち」メンバー加入申込書（様式第1号）（以下、「申込書」という。）にエシカル消費に関する取組内容等を記載し、電子申請・届出システム、メール、ファックスのいずれかの方法にて提出する。

### (2) 受理後の取扱い

- ・ 愛知県は、原則として、各月1日から末日までに受理した申込書を翌月上旬に取りまとめ、応募事業者等がメンバー加入資格を満たしていることを確認の上、メンバーに加入許諾の通知をするとともに、インセンティブとして「エシカル×あいち」ロゴマークデータを提供する。
- ・ 愛知県は、メンバーの取組を県のエシカル消費ポータルサイト「私が変わる未来を変える エシカル×あいち」（以下、「ポータルサイト」という。）に掲載する。

(3) その他

メンバーは、「エシカル×あいち」メンバー変更届（様式第2号）を提出することで、事業者名や取組内容等を変更することができる。

4 メンバーの取消し

メンバーは、加入資格を満たさなくなった場合は、「エシカル×あいち」メンバー脱退届（様式第3号）を提出する。

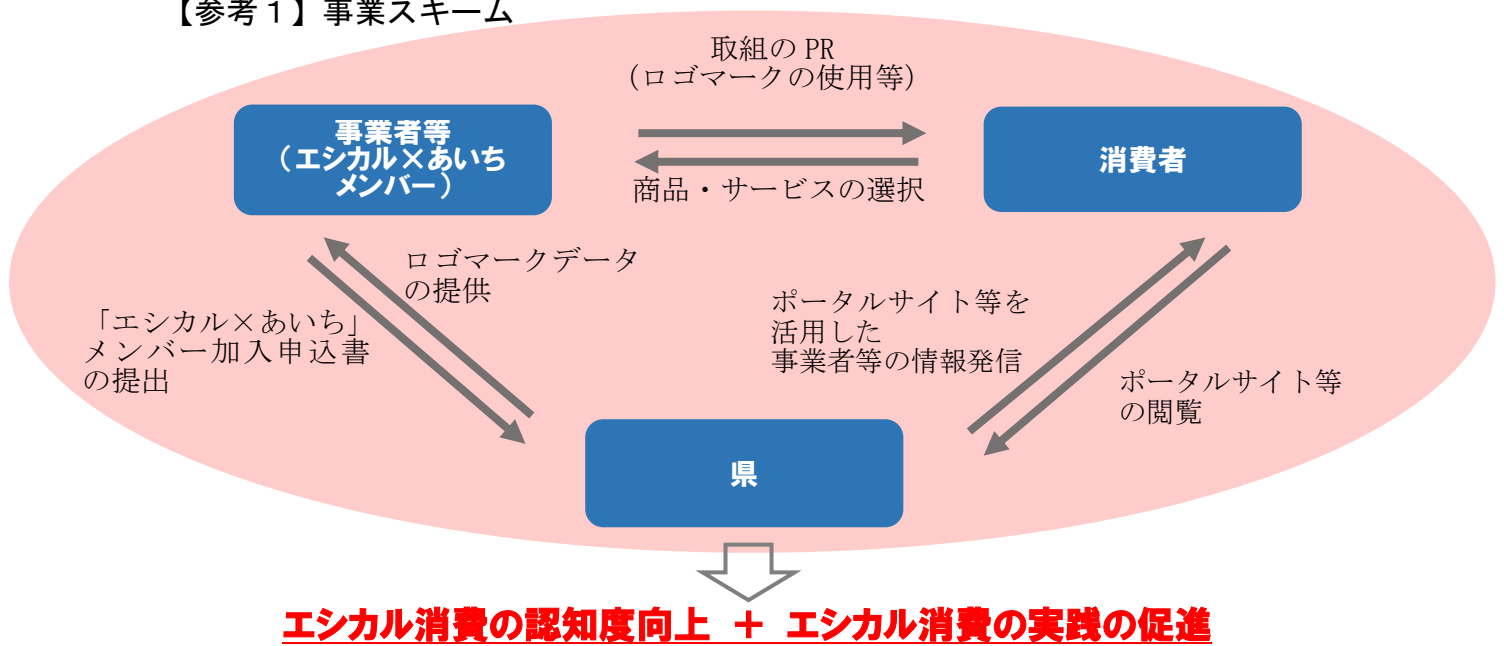
愛知県は、メンバーが次のいずれかに該当するときは、メンバーを取り消すことができる。

- ・ メンバーから、「エシカル×あいち」メンバー脱退届（様式第3号）の提出があったとき
- ・ メンバーの虚偽又は不正が判明したと愛知県が認めたとき
- ・ その他メンバーとして愛知県が適当でないと認めたとき

5 提出先・問合せ先

愛知県県民文化局県民生活部県民生活課 消費生活相談・消費者教育グループ  
〒460-8501（住所記載不要） 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
電話 052-954-6603（ダイヤルイン）  
E-mail ethical@pref.aichi.lg.jp

【参考1】事業スキーム



【参考2】「エシカル×あいち」ロゴマーク

